

農薬使用後の適正処理に関するお願い



近年、県北地方振興局管内では春から秋にかけて農薬の不適正使用(又はそれと推定されること)により、魚やカエルなどの生き物が死んだり、河川等が変色するなどの事例が多く発生しています。

農薬は、適正に使用しないと人や動物及び周辺環境に危害を及ぼすおそれがあります。農薬を使用する場合は、次のことを厳守して事故等が起こらないようお願いします。

- 農薬を使用するときは必要量だけ調製する。余った薬液や使用器具の洗浄水は河川等に絶対流さないで処理装置のある施設か専門の処理業者に処理を依頼する。
- 農薬の空容器は焼却せず、産業廃棄物として適正に処理する。
- その他、農薬の①使用基準の遵守、②作業者の安全確保、③周辺環境への配慮④保管方法等については福島県農林水産部循環型農業課のホームページ「[農薬適正使用の推進](#)」及び「[農薬危害防止](#)」を参考にしてください。

(福島県)県北地方振興局 県民環境部 環境課
960-8065
福島市杉妻町 5 番 75 号(東分庁舎 2 階)
電話 024-521-7538

